

中国専利権の間接侵害の認定について

国際第3委員会*

抄 録 世界有数の専利（特許，実用新案，意匠）出願大国となった中国では，専利権侵害訴訟の件数も年々増加しており，この傾向はしばらく続くものと思われる。中国での権利行使或いは訴訟リスクを考慮する際にも他国と同様に間接侵害を考慮に入れる必要があるが，中国専利法には間接侵害に関する規定がないため，間接侵害行為に対して訴訟を提起する場合にどのような要件を満たせば良いのか，あるいは自らが間接侵害行為者として訴えられた場合にどのように防御すれば良いのかが分かりにくい。本稿では，間接侵害事件に関する裁判例を抽出し，裁判所の判断ロジックを考察することにより，中国での間接侵害の認定の傾向をまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 間接侵害に関する中国の法制度
3. 間接侵害に関する裁判例の抽出及び分類
4. 間接侵害の要件
 4. 1 専用品（客観的要件）
 4. 2 故意性（主観的要件）
 4. 3 直接侵害の存在の要件
5. 裁判例紹介
 5. 1 裁判例紹介 1（事件No.4）
 5. 2 裁判例紹介 2（事件No.8）
 5. 3 裁判例紹介 3（事件No.23）
 5. 4 裁判例紹介 4（事件No.5）
 5. 5 裁判例紹介 5（事件No.29）
 5. 6 裁判例紹介 6（事件No.1, No.2）
 5. 7 裁判例紹介 7（事件No.19）
 5. 8 裁判例紹介 8（事件No.9）
6. おわりに

1. はじめに

近年，中国の経済発展に伴い，中国企業の専利（特許，実用新案，意匠）出願数と共に，専利権侵害訴訟も急増している。それに伴い，中国での権利行使を含む専利権紛争に対する日本企業の関心も高まっている。その際，販売形態

等の状況によっては，直接侵害だけでなく，いわゆる間接侵害も視野に入れる方が権利行使及び訴訟リスク対策において有効である。

本稿は，間接侵害が中国の実務においてどのように扱われているのかを，裁判例を通してその成立要件等を浮き彫りにし，会員企業が中国での間接侵害の概念を理解する為の一助として，報告するものである。

なお，本稿は2013年度国際第3委員会第3小委員会の伊藤久敏（小委員長：大日本印刷），朴秀晋（小委員長：ソニー），石橋公樹（第一三共），井上孝洋（クラレ），畔木智博（日本特殊陶業），佐藤徹（三井化学），松村和彦（カシオ計算機），藪田豊（アンリツ）が作成した。

2. 間接侵害に関する中国の法制度

中国の専利法に間接侵害の規定はなく，関連する規定として，民法通則¹⁾，最高人民法院の司法解釈²⁾（以下，「司法解釈」），権利侵害責任法³⁾による共同侵害がある。2001年の北京市高級人民法院の意見⁴⁾では間接侵害を規定してい

* 2013年度 The Third International Affairs Committee

たが、2013年に同法院から公布されたガイドライン⁵⁾では間接侵害の文言は消え、共同侵害として取り扱われている。

日本の民法では差止が規定されていない。しかし中国では民法通則第134条に損害賠償とともに差止の規定があり、同第130条に共同侵害の場合に連帯して責任を負うという規定があるので、損害賠償だけでなく、侵害行為の差止も、制定法上の民事救済に含まれている。一方、民法通則第118条では、専利権侵害の場合に損害賠償、侵害停止等を請求できるとの規定があるが、専利法に間接侵害の規定がない以上、間接侵害行為に直接民法通則第118条を適用するのは文言上は困難であると思われる。

裁判例における間接侵害の根拠条文として、民法通則第130条、司法解釈第148条、権利侵害責任法第8条及び第9条等が使用されているが、これらの規定のみから、間接侵害の要件を読み取ることは困難である。そこで、間接侵害に関する裁判例を検討し、間接侵害の要件等に関する司法上の運用を読み取ることが有益であると考えた。

3. 間接侵害に関する裁判例の抽出及び分類

中国の場合、日本や米国のように全ての判決が公開されるわけでもなく、また判決が公開されたとしても、判決日からかなり時間が経過しているケースもある。裁判例データベースに掲載されている裁判例が全ての裁判例を網羅しているわけではないが、裁判例を分析し、その傾向、成立要件等を探ることは有益である。

そこで、裁判例データベースとして、Westlaw Chinaを使用し、「間接侵害」と「専利」をキーワードとし、間接侵害に関連すると思われる事件を48件抽出し、明らかに間接侵害に関連しない裁判例及び調停や和解等に終わった事件を取り除いた29件を検討した。

検討の結果、間接侵害の認定に関する要件として、1) 専用品、2) 故意性、及び3) 直接侵害の有無が多く争点になっていた。そこで、これら3点に着目して、以下考察する。

間接侵害について争われた上記29件の検討結果を、表1～3に示す。

4. 間接侵害の要件

4.1 専用品 (客観的要件)

(1) 裁判例から見る客観的要件

間接侵害が認定された事件21件(表1)について、「専用品の認定」の有無と、認定された場合に使われた「キーワード」をまとめたところ、被疑侵害者の実施品が「専用品」又は「唯一用途」と認定された事件は13件であった。また、「専用品」又は「唯一用途」とは認定されなかったものの、「不可欠」、「重要部品」又は「核心創新」と認定された事件は5件であった。したがって、18件についてこれらの要件(以下、「客観的要件」)が認定された。

以上より、中国における「客観的要件」については、「専用品」又は「唯一用途」に限定されず、これらよりも広い概念を含み得る。具体的には、被疑侵害者の実施品がオール・エレメント・ルール(権利一体の原則)に則った直接侵害を構成しなくとも、専利権に係る主要な特徴部分を実施している場合には、間接侵害が認定され得るといえる。

(2) 考察

中国には間接侵害に関する規定がないが、実務上は客観的要件を判断しているケースが多い。したがって、中国においても、間接侵害の認定に際して、客観的要件の立証は重要であると考えられる。この場合、客観的要件を「専用品」又は「唯一用途」に限らず、「不可欠」、「重要部品」又は「核心創新」にまで広く認定した

上で、間接侵害の有無を判断している実態は、
 ツ（特許法第10条第1項）と同様の傾向が見られる。
 例えば、日本（特許法第101条第2号及び第5号）、米国（特許法第271条第c項）、及びドイツ

表1 間接侵害が認定された事件一覧

事件No.	判決日	事件番号	裁判所	権利	専用品の認定 (客観的要件) [注1]		故意性の認定 (主観的要件) [注1]		直接侵害 [注1]	差止 [注1]	損害賠償 [注1]
					認定	キーワード [注2]	認定	根拠			
4	2011/2/21	(2010) 閩民終字第726号	福建省(高)	特許	○	専用品, 重要部品	○	専用品を提供した	○	○	○
5	2010/9/17	(2010) 苏知民終字第0125号	江苏省(高)	意匠	○	核心創新	○	具体的注文条件を含むオーダー契約が締結されており, 該当部品が完成品に使用されることを明らかに知っているはずである	○	○	○
8	2008/8/4	(2008) 渝一中民初字第133号	重庆市第一(中)	特許	○	唯一用途	○	ウェブサイトやカタログで製品販売	-	○	○
10	2008/5/15	(2008) 津高民三終字第003号	天津市(高)	特許	○	専用品	○	原告製品の部品になることを知っていた	-	○	○
16	2006/3/27	(2006) 西民四初字第019号	陕西省西安市(中)	特許	○	重要部品	○	レターが送られたときに知ったはず	-	○	○
17	2006/3/24	(2005) 沪一中民五(知)初字第365号	上海市第一(中)	実案	-		○	明らかに知っていた	○	○	○
19	2005/12/20	(2000) 一中知初字第26号	北京市第一(中)	特許	-		○	取扱説明書で侵害態様を誘導した	-	×	○
										[注3]	
23	2005/11/3	(2005) 长民三初字第82号	吉林省长春市(中)	実案	○	専用品	○	具備しない特徴と合わせて設置及び使用されなければならないことを明らかに知っているはずである	×	○	-
										[注4]	
27	2005/8/10	(2005) 长中民三初字第144-2号	湖南省长沙市(中)	特許	○	専用品, 不可欠, 重要部品	○	契約において, 重要部品であることや, 技術(施工)指導を行うこと等が約定されていた	○	○	○
28	2005/7/28	(2005) 桂民三終字第5号	广西壮族自治区(高)	特許	○	重要部品	○	知っていた又は知るべき	-	○	○
29	2005/6/8	(2005) 苏民三終字第014号	江苏省(高)	特許	○	唯一用途	-		○	○	○
31	2005/1/7	(2004) 长中民三初字第304号	湖南省长沙市(中)	特許	○	不可欠, 重要部品	○	契約において, 重要部品であることや, 技術(施工)指導を行うこと等が約定されていた	○	○	○
32	2004/7/6	(2003) 粤高法民三終字第224号	广东省(高)	実案	○	唯一用途, 重要部品	○	専利製品の専用品であることを知っている	-	○	○
33	2003/8/19	(2003) 高民終字第504号	北京市(高)	実案	○	専用品	○	警告後も半製品を製造販売し, 顧客に残りの部品を取り付けるべき旨通知した	-	○	○
34	2003/8/19	(2003) 高民終字第503号	北京市(高)	実案	○	専用品	○	警告後も半製品を製造販売し, 顧客に残りの部品を取り付けるべき旨通知した	-	○	○
37	2003/3/7	(2002) 一中民初字第3255号	北京市第一(中)	実案	○	専用品	○	顧客が半製品に残りの部品を取り付けることを明確に知っていた	○	○	○
38	2003/3/7	(2002) 一中民初字第3258号	北京市第一(中)	実案	○	専用品	○	半製品に残りの部品を取り付けるべき旨書面等で明示していた	○	○	○
42	2000/5/10	(1999) 渝一中民初字第2009号	重庆市第一(中)	特許	-		○	説明書中に実施方法を明示して直接侵害行為を誘導した	-	○	○
45	1998/9/18	(1998) 佛中法知初字第17号	广东省佛山市(中)	意匠	○	唯一用途	○	原告の部品を生産していたが, 後に直接侵害者のために部品を生産した	○	○	○
47	1996/6/20	(1993) 晋经終字第152号	山西省(高)	実案	○	専用品	○	専用品を提供し, 他人の直接侵害を誘導した	○	○	○
48	1999/11/30	(2003) 长中民三初字第495号	湖南省长沙市(中)	特許	○	不可欠, 重要部品	○	契約において, 重要部品であることや, 技術(施工)指導を行うこと等が約定されていた	○	○	○

※事件No.及び事件番号にアンダーラインのあるものは、裁判例紹介(第5章)に記載があることを示す。

[注1] ○: 裁判所が肯定の判断をした ×: 裁判所が否定の判断をした -: 裁判所が判断を示さなかった

[注2] 専用品: 判決文では「専用」、「专门」、「专用部件」、「专用零部件」 重要部品: 判決文では「关键部件」 不可欠: 判決文では「不可或缺」
 唯一用途: 判決文では「无其他商业用途」、「唯一商业用途」、「只能用于」、「没有其他用途」 核心創新: 判決文では「核心创新部分」

[注3] 本文5.7節参照。

[注4] 本文5.3節参照。

表2 間接侵害が認定されなかった事件一覧

事件No.	判決日	事件番号	裁判所	権利	専用品の認定 (客観的要件) [注1]		故意性の認定 (主観的要件) [注1]		直接侵害 [注1]	差止 [注1]	損害賠償 [注1]
					認定	キーワード	認定	根拠			
9	2008/6/27	(2008) 黒知終字第16号	黑龙江省 (高)	実案	-		×	契約中に施工方法・工具の取決がなく、故意性を示す他の証拠もない	○	×	×
24	2005/10/28	(2005) 浙民三終字第145号	浙江省 (高)	特許	-		-		×	×	×
41	2000/12/22	(2000) 豫经一終字第375号	河南省 (高)	実案	-		-		○	×	×
43	1999/7/27	(1999) 佛中法知初字第27号	广东省佛山市 (中)	意匠	-		×	委託を受けて加工した部品がイ号製品に使用されることを知らなかった	○	○	×

※事件No.及び事件番号にアンダーラインのあるものは、裁判例紹介(第5章)に記載があることを示す。
 [注1] ○:裁判所が肯定の判断をした ×:裁判所が否定の判断をした -:裁判所が判断を示さなかった
 [注2] 直接侵害が認められないから間接侵害も認められないと判断した。
 [注3] 間接侵害の被疑者に対し、損害賠償は認めなかったが、今後直接侵害者へ部品を供給してはならないとした。

表3 直接侵害が認定された事件一覧

事件No.	判決日	事件番号	裁判所	権利	専用品の認定 (客観的要件) [注1]		故意性の認定 (主観的要件) [注1]		直接侵害 [注1]	差止 [注1]	損害賠償 [注1]
					認定	キーワード [注2]	認定	根拠			
1	2012/12/20	(2012) 沪一中民五(知) 初字第136号	上海市第一 (中)	特許	○	専用品	-		○	○	×
2	2012/12/20	(2012) 沪一中民五(知) 初字第137号	上海市第一 (中)	特許	○	専用品	-		○	○	×
11	2008/4/30	(2007) 高民終字第1259号	北京市 (高)	特許	○	唯一用途	○	取扱説明書で実施態様を教示した	○	○	○
26	2005/9/19	(2005) 长民三初字第70号	吉林省长春市 (中)	実案	○	唯一用途	-		○	○	○

※事件No.及び事件番号にアンダーラインのあるものは、裁判例紹介(第5章)に記載があることを示す。
 [注1] ○:裁判所が肯定の判断をした ×:裁判所が否定の判断をした -:裁判所が判断を示さなかった
 [注2] 専用品:判決文では「专门用于」 唯一用途:判決文では「无法实际运行」,「没有用途」
 [注3] 本文5.6節参照。

一方で、事件No.17, No.19又はNo.42のように、「客観的要件」が認定されずに、間接侵害が認定された判決があることに注目されたい。すなわち、「客観的要件」は間接侵害の認定において重要な要件であることは是であるが、必ずしも必須の立証要件ではないといえる。

また、医薬に関する判決(事件No.8)と農薬に関する判決(事件No.29)では、「唯一用途」の立証に関し、裁判所は「他の商業的用途がある」ことの立証責任を被疑侵害者に課した。被疑侵害者は「他の商業的用途がある」ことを立証できなかったため、「客観的要件」が認定された。

その他の注目判決として事件No.5がある。日本では、「専用品」より広い客観的要件は、意

匠権の間接侵害の要件とされていない(意匠法第38条)。しかし、事件No.5では、客観的要件を「核心創新」と認定し、すなわち、「専用品」より広い客観的要件を認定し、その上で間接侵害を認定している。中国における意匠権の間接侵害に関し、日本より広く認定され得る点に留意されたい。

4. 2 故意性(主観的要件)

(1) 裁判例から見る主観的要件

表1のとおり、間接侵害が認定された事件21件のうち20件において、故意性(主観的要件)が肯定された。逆に、表2のとおり、間接侵害が認定されなかった事件4件では、故意性が否定された(2件)か、判断が示されなかった(2

件)。裁判例から見る限り、間接侵害の認定にとって故意性はほぼ必須の要件であるといえる。

故意性を肯定するための根拠については様々な類型が見られる。例えば取扱説明書中に特許発明の実施態様を掲載していた例がある（事件No.19, 42）。なお、この2件はいずれも、専用品を判断することなく間接侵害が認められた例であり、米国の特許法第271条第b項に基づく間接侵害の認定と類似するといえる。また、侵害警告後も製品の販売を継続していたことを根拠とした例もある（事件No.16, 33, 34）。以上のような根拠は、故意性を肯定するためには比較的強力なものであると考えられる。一方で、根拠事実を明示することなく「明らかに知っていたはず」（事件No.17, 23）や、「知っていたか知るべきであった」（事件No.28）のような表現で故意性を肯定した例もあった。

故意性の否定が間接侵害の否定につながったものには、直接侵害者に工事を委託した被告は工法や工具について契約で定めていなかったとした例（事件No.9, 後述）や、直接侵害者から金型の提供を受けて部品を納入した被告はその部品がどのような製品に使用されるか知らなかったとした例（事件No.43）があった。なお後者の案件については、間接侵害に問われた被告に対して損害賠償は否定されたものの、今後直接侵害者に対して部品を供給してはならないとする限定的な差止は認められたため、この判決をもって故意性が満たされたと捉えることもできそうである。

このように故意性の根拠はケースバイケースであるようで、案件の事情によっては裁判所が故意性を肯定的に判断することもあるのではないかと推測される。

(2) 考 察

日本では、特許法第101条第1号又は第4号

の「専用品」型間接侵害では、故意性は必要とされていない。これに対し、米国の間接侵害に関する規定では、専用品型であっても故意性が要件となっている⁶⁾。また、欧州の例としてドイツの特許法においても、同様に故意性が要件とされている⁷⁾。

前述のとおり中国の特許法には間接侵害に関する規定がないが、代わって適用されることの多い民法通則や司法解釈にも、明確に故意性を規定したものはない。それにも関わらず、我々が検討した裁判例からは、間接侵害の認定にあたって故意性はほぼ必須の要件であるように見えた。この点で、中国の裁判所における実際の運用は、欧米での運用に類似する部分があるといえる。日本の会員企業においては、特に専用品型の間接侵害においても故意性の立証が必要となり得ることに留意すべきである。

一方で、提訴前に侵害警告を行うことが一般的でない中国においては、故意性の立証に困難を伴う場合も多いことが予想される。この点、故意性の根拠となる証拠のレベルには幅があり、案件の状況等から故意性が強く疑われる場合等では、「知っていたか知るべきであった」のような理由で故意性が肯定される場合があることも知っておくべきであろう。

なお、日本の特許法第101条第2号又は第5号が規定しているような、特許権の存在を知っていることについて、争点になったり被告が抗弁したりしたものは見受けられなかった。登録された特許は公告されているため、特許権の存在を知っていることについては推定が働くものと考えられる。

4. 3 直接侵害の存在の要件

(1) 裁判例から見る直接侵害の存在の要件

間接侵害を民法通則第130条における共同侵害の一態様とみなせば、その認定は、直接侵害の存在を必要とする、いわゆる従属説に従うと

考えることができる。裁判所における実際の運用はどうだろうか。以下に、1) 専利法第11条に規定された生産経営目的に該当しない場合、及び、2) 直接的な実施行為が外国で行われた場合における間接侵害の認定の有無について検討し、さらに3) 直接侵害の存在が裁判所で認定される必要があるか否かについても検討する。

1) 生産経営目的に該当しない場合

事件No.23では、顧客が実用新案製品を使用することは権利侵害を構成しないと認定されたにも関わらず、半製品の販売行為について間接侵害が認定された。このことから、直接的な実施行為が生産経営を目的としないエンドユーザーで行われる場合にも、半製品等に対して間接侵害が認定され得ると推測される。

2) 直接的な実施行為が外国で行われた場合

直接的な実施行為が台湾において行われ間接侵害が認定された裁判例が1件あったが(事件No.47)、それ以外で上記に関連した判断基準や傾向を掴むことができなかった。参考までに、2001年の北京市高級人民法院の意見第80条では、直接的な実施行為が外国で行われる場合でも間接侵害者の責任を追及できることが規定されていたが、2013年のガイドラインでは該当規定が削除されている。

3) 直接侵害の存在の認定の要否

間接侵害が認められた21件の中で(表1)、直接侵害の存在について裁判所が判断を示さなかったものが9件あった。但し、これらの中には、直接侵害の存在それ自体の認定はしていないものの、直接侵害の存在の必然性を認定しているものが含まれる(例えば、事件No.8では、「被告が該中間体を製造販売することは必然的に購入者に原告の特許権を侵害する行為を実施させ」と認定された)。

(2) 考 察

以上のように、裁判所で間接侵害が認定され

るための要件として、直接侵害の存在は必ずしも必要な訳ではない。特に直接的な実施行為が生産経営目的ではない場合など、法律上の直接侵害行為に該当しないと認定された場合であっても間接侵害が認定されることがある。したがって、中国の裁判所において、従属説の考え方が厳格に採用されている訳ではないといえよう。

5. 裁判例紹介

検討した29件の事件のうち、代表的な8件(判決数9件)について紹介する。

5. 1 裁判例紹介 1 (事件No.4)

事件番号：(2010) 閩民終字第726号

事件名：肖宗礼与晋江市安海柳峰汽车配件工贸有限公司，海宁三创汽配有限公司，杨大力，江西黎川佳家富机械制造有限公司侵犯实用新型专利权纠纷案

事件種類：実用新案 民事訴訟

裁判所：福建省高級人民法院

対象専利：ZL200720006218.3

【判決概要】

損害賠償請求：認定(24万8千元(一審被告1)，6万2千元(一審被告2))

差止請求：認定

(1) 事件の概要

一審(福建省福州市中級人民法院(2009)榕民初字第1941号民事判決)において、肖宗礼(以下、「一審原告」)は保有する自動車ステアリング駆動フロントブレーキ機構に関する実用新案権を侵害するとして、晋江市安海柳峰汽车配件工贸有限公司(一審被告1；以下、「上訴人」)、海宁三创汽配有限公司(以下、「一審被告2」)、杨大力(以下、「一審被告3」)及び江西黎川佳家富机械制造有限公司(以下、「一審被告4」)に製造販売の差止及び損害賠償を求めた。一審では、上訴人に対して製造販売の差止及び損害

賠償が、一審被告3及び一審被告4に対して販売差止が認められた一方、一審被告2への請求は棄却された。本審はその上訴審である。

本審において、間接侵害を理由として、一審被告2に対しても製造販売の差止及び損害賠償が認められた。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、以下の通り、一審被告2の製造、販売行為が間接侵害に当たると判断した。

1) 専用品（客観的要件）の認定

一審被告2が上訴人に販売した製品は、本実用新案権との間に一定の必然関係が存在し、一旦該製品を使用すると、本実用新案権の技術特徴を必然的に有することになる。これにより、一審被告2が製造、販売した製品は専ら本実用新案を実施するために用いる重要部品であると判断できるとした。つまり、一審被告2が製造・販売した製品は、本実用新案の実施において、専用品であると認定した。

2) 故意性（主観的要件）の認定

裁判所は、販売した製品は、本実用新案権の権利範囲の構成要件を全て備えてなく、直接的権利侵害に当たらないが、しかし、該主要部品は専ら実用新案製品に用いられ、一審被告2が該重要部品を製造、販売する目的は、他人に該実用新案の実施をさせることであり、従って他人を幫助し実用新案権侵害行為を行わせた主観的故意を有するとした。つまり、他人を幫助し権利侵害行為を行わせることは、故意性があると認定した。

3) 直接侵害の存在の認定

本事件では、上訴人が一審被告2から購入した重要部品を、他の製品の製造に用い、かつ実用新案の直接侵害行為が実際に発生している状況において、一審被告2の行為は間接侵害に当たるとした。つまり、間接侵害を共同侵害の一態様とみなして、直接侵害が実際に起きている

ことも踏まえて間接侵害を認定した。

(3) 考察

本事件は、今回検討した間接侵害の認定に関する要件3つ全てが適用された典型的な事例であるといえよう。また、今回検討した29件の裁判例の中、最新の事件であり、2013年に北京市高级人民法院から公布されたガイドラインの考え方とはほぼ同じ内容の判決である。今後も間接侵害の訴訟においては本事件に近い内容の判決が出る可能性があり、今後の判決に注目されたい。

5. 2 裁判例紹介2（事件No.8）

事件番号：(2008)渝一中民初字第133号

事件名：诺瓦提斯公司与重庆新原兴药业有限公司专利侵权纠纷案

事件種類：特許 民事訴訟

裁判所：重慶市第一中級人民法院

対象専利：ZL93103566.X

【判決概要】

損害賠償請求：認定（30万元）

差止請求：認定

(1) 事件の概要

対象特許は、「ピリミジン誘導体及びその調製と用途」の発明である。特許権者である诺瓦提斯公司（以下、「原告」）は、この特許に係る製品「イマチニブ／メシル酸イマチニブ」の製造に使用される中間体（以下、「中間体」）を製造販売している重庆新原兴药业有限公司（以下、「被告」）に対して、製造、販売及び販売許諾の差止、並びに損害賠償を請求した。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、被告の実施行為が、原告の特許権の間接侵害に当たると判断した。

1) 専用品（客観的要件）の認定

裁判所は、被告の実施する中間体について、イマチニブとメシル酸イマチニブを製造するための主要成分であり、「他の商業的用途がない」と認定した。他の商業的用途がなければ、被告から中間体を購入した第三者に必然的に中間体をイマチニブとメシル酸イマチニブとの製造に用いさせる、すなわち、直接侵害を生じさせる、と判断した。

「他の商業的用途の有無」について、裁判所は、後述する事例（事件No.29）と同様に「他の商業的用途がある」ことの立証責任は被疑侵害者である被告にあると判断した。それに対し被告はその立証をすることができなかつたため、「他の商業的用途がない」と認定された。

2) 故意性（主観的要件）の認定

ウェブサイトにおいて、被告は中間体がイマチニブとメシル酸イマチニブとを製造するために使用されることを明確に説明していた。そのため、特許製品を製造するよう教唆し誘導する故意が明らかにあると、裁判所は判断した。

(3) 考 察

裁判所は、専用品を認定するに当たり、他の「商業的」用途の有無を判断している。

専用品の認定に関し、「オレフィン重合触媒事件」（東京地判昭50. 11. 10、無体集7巻2号）及び「装飾化粧板事件」（大阪地判昭54. 2. 16、無体集11巻1号）等の日本の判決では、「経済的、商業的ないし実用的な使用」を判断している。また、オレフィン重合触媒事件では「使用の可能性」が判断されたのに対し、装飾化粧板事件では「使用の事実」が必要と判断された。この点に関し、本事件では被告は挙証しておらず、「使用の事実」まで必要とされるかは今後の判断が待たれる。

5. 3 裁判例紹介3（事件No.23）

事件番号：(2005) 长民三初字第82号

事件名：东丰县电机厂与王颖，宛加强专利侵权纠纷案

事件種類：实用新型 民事訴訟

裁判所：吉林省長春市中級人民法院

対象專利：ZL01250500.5

【判決概要】

損害賠償請求：棄却

差止請求：認定

(1) 事件の概要

トウモロコシ脱穀機に関する实用新型権者である东丰县电机厂（以下、「原告」）は、王颖（以下、「被告1」）の経営する商店で被疑侵害品であるトウモロコシ脱穀機（以下、「被告製品」）が販売され、被告製品は宛加强（以下、「被告2」）の経営する会社で製造されていることを発見し、被告1に対して被告製品の販売差止を、並びに、被告2に対して被告製品の製造販売差止及び損害賠償を求めた。

(2) 裁判所の判断

被告製品は、本实用新型の13の技術的特徴のうち2つ（四輪トラクター及びヒンジ）を具備しない。しかしながら、被告製品はヒンジの代わりに挿入式方管を用いており、両技術的特徴は均等であると判断された。また、被告製品は、四輪トラクターと合わせて設置及び使用されなければならない、四輪トラクターによる動力と合わせてのみ使用され得るものであるため、本实用新型の実施に用いられる専用半製品であると判断された。さらに被告1は、自ら販売する被告製品が四輪トラクターと合わせて設置及び使用されなければならないことを明らかに知っているはずであり、顧客を誘導、扇動及び教唆して本实用新型を実施させる故意を有し、専用半製品である被告製品を実際に顧客に販売して商業的利益を得ている。したがって、顧客による实用新型製品の使用は侵害に該当しないが、被

告1の行為は間接侵害の要件に適合すると判断された。

被告2については、原告は、その提出した証拠材料では被告製品が被告2により製造・販売されたものであることを証明できていないと判断された。

以上より、被告1に対する販売差止の請求が認められ、被告2に対する製造販売差止及び損害賠償の請求は棄却された。

(3) 考 察

本事件では専用品の要件については、被告製品が四輪トラクターと合わせて設置及び使用されなければならない（ヒンジに関してはそれと均等の手段を利用している）ことを理由として、本実用新案の実施に用いられる専用半製品であると認定されている。故意性の要件については、根拠となる具体的事実は明示されていないが、具備しない四輪トラクターと合わせて設置及び使用されなければならないことを明らかに知っているはずであると認定されており、専用品の認定における事情が故意性の蓋然性の認定においても重ねて考慮され、延いては間接侵害が認定されているとも考えられる。

一方で本事件は、直接侵害の存在が認定されずに間接侵害が認定されている点で特徴的な事例である。裁判所は、顧客による実用新案製品の使用は侵害に該当しないことを明示した上で被告1に対する間接侵害を認定している。侵害に該当しない理由についての説明は判決文に記載が無かったが、この認定は、形式上間接侵害品を利用した実用新案製品の使用行為が存在するもののそれが法律上の直接侵害行為に該当しない場合であっても間接侵害が認定され得ることを示すものである。直接侵害が認定されずに間接侵害が認定された複数の事例が存在することからすると、少なくとも裁判実務上では事件の事実関係に応じて直接侵害の存在を必須の要

件とせずに間接侵害が認定される場合があると考えられる。

なお、本事件では原告が被告2（侵害が認定されなかった）に対してのみ損害賠償を請求していたために当該請求が棄却される結果となっているが、被告1（間接侵害が認定された）に対して当該請求をしていれば認められた可能性があると考えられる。

5. 4 裁判例紹介4（事件No.5）

事件番号：(2010)苏知民终字第0125号

事件名：浙江省东阳市冠科建筑智能工程有限公司与深圳市捷顺科技实业股份有限公司、上海饶兴智能科技有限公司、深圳市饶兴智能科技有限公司、深圳市九鼎智能技术有限公司、浙江省东阳市冠科建筑智能工程有限公司南京分公司侵犯外观设计专利权纠纷案

事件種類：意匠 民事訴訟

裁判所：江蘇省高級人民法院

対象専利：ZL03337278.0

【判決概要】

損害賠償請求：認定（3万元）

差止請求：認定

(1) 事件の概要

一審において、駐車場出入り口制御機（以下、「制御機」）に関する意匠権者である深圳市捷顺科技实业股份有限公司（一審原告；以下、「被上訴人」）は、被疑侵害品である制御機（以下、「被告製品」）を製造及び販売する浙江省东阳市冠科建筑智能工程有限公司（一審被告1；以下、「上訴人」）及び浙江省东阳市冠科建筑智能工程有限公司南京分公司（上訴人関係会社；以下、「一審被告2」）、並びに、被告製品の部品を製造又は販売する深圳市九鼎智能技术有限公司（以下、「一審被告3」）及びその他2社に対して侵害行為の停止及び損害賠償を求めた。一審裁判所は、上訴人及び一審被告2に対する被告

製品の製造販売差止及び損害賠償の請求を認め、その他の請求を棄却した。

本審において上訴人は、上訴人が他人から合法的に制御機の部品であるP字形チケットボックス（以下、「P字形ボックス」）を購入して改装する行為は意匠製品の製造販売行為に該当せず、正常なルートでP字形ボックスを購入販売したものであり意匠権を意図的に侵害したものではない一方で、一審被告3がP字形ボックスを製造販売する行為は間接侵害であることから、一審被告3が全ての侵害の賠償責任を負うべきであると主張した。

(2) 裁判所の判断

新たな意匠製品を製造する行為だけでなく既存製品の部品で意匠製品を組み立てる行為も意匠製品の製造に該当する。上訴人がただ注文者の要求に応じてP字形ボックスを利用して既存の制御機を改装したものであっても、改装により形成された新たな制御機は本意匠に類似することから、上訴人の改装行為は意匠製品の製造に該当すると判断された。

意匠製品の一部であるP字形ボックス本体を製造・販売する行為は直接侵害ではない。しかしながら、①P字形ボックスは本意匠の核心となる創新部分をサポートする部品であって意匠製品の全体的外観部品であること、②一審被告3が一審被告の1社と締結した契約は一般的な売買契約ではなく具体的注文条件を含むオーダー契約であり、P字形ボックスを製造販売する一審被告3は契約相手が注文したP字形ボックスが制御機に使用されることを明らかに知っているはずであること、及び、③一審被告2がP字形ボックスを利用することにより既存の制御機を改装して本意匠に類似する制御機を形成しており、一審被告2が既存の制御機を改装できたことと一審被告3がP字形ボックスを提供した行為とは不可分であることから、一審被告3

及び上訴人の行為は共同侵害であり連帯して侵害の賠償責任を負うべきであると判断された。

以上より、上訴人、一審被告2及び一審被告3に対する製造販売差止及び損害賠償（共同賠償）の請求が認められた。

(3) 考察

本事件は、民法通則第130条を根拠として意匠権に基づいて共同侵害（間接侵害）が認定された事例である。共同侵害の認定において、故意性の要件については、P字形ボックスの具体的注文条件を含むオーダー契約が締結されていることに基づきP字形ボックスが制御機に使用されることを明らかに知っているはずであると認定されている。一方で専用品の要件については、判決では専用品であることは明示的に認定されていないが、代わりに本意匠の核心となる創新部分をサポートするとの認定がされており、本要件と故意性の要件とが併せて考慮されて共同侵害が認定されている。

本事件は、意匠権に基づいて共同侵害が認定されている点、及び、その認定が核心となる創新部分をサポートするとの要件に基づいている点で特徴的な事例である。必ずしも専用品であることが明示的に認定されない場合であっても、意匠の核心となる創新部分をサポートすること又はそれと同等であることを主張及び証明することにより、専用品に代わる要件として考慮されて共同侵害が認定される場合があり、共同侵害の認定においては事件の事実関係に応じてある程度柔軟性のある判断がなされ得るものと考えられる。

5. 5 裁判例紹介5（事件No.29）

事件番号：(2005) 苏民三终字第014号

事件名：(日本) 组合化学工业株式会社, (日本) 庵原化学工业株式会社与江苏省激素研究所有限公司, 江苏省激素研究所实验四厂专利侵权纠纷

案

事件種類：特許 民事訴訟

裁判所：江蘇省高級人民法院

対象専利：ZL92112424.4（以下、「特許1」）

ZL88108904.4（以下、「特許2」）

【判決概要】

損害賠償請求：認定（30万元）

差止請求：認定

(1) 事件の概要

対象特許は、「除草組成物」（特許1）及び「ピロミジン誘導体及びその製造方法」（特許2）に関する発明である。

（日本）組合化学工業株式会社及び（日本）庵原化学工業株式会社（以下、併せて「一審原告」）が、江蘇省激素研究所有限公司及び江蘇省激素研究所实验四厂（以下、併せて「一審被告」）に対し、製造、販売及び販売許諾の差止と損害賠償を請求した。

間接侵害に関しては、一審被告の実施行為が特許1の間接侵害に該当するかが争点となった。しかし、一審では間接侵害が否認された。本事件はその上訴審である。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、一審被告の実施行為が、一審原告の特許1の間接侵害に当たると判断した。

1) 専用品（客観的要件）の認定

裁判所は、一審被告の実施する「ビスピリバクナトリウム原薬」について、原告の特許1に係る発明の必要活性成分であるとともに、「他の商業的用途がない」と認定した。

「他の商業的用途の有無」について、裁判所は、先述した事例（事件No.8）と同様に「他の商業的用途がある」ことの立証責任は被疑侵害者である一審被告にあると判断した。しかし、一審被告は立証することができなかつたため、「他の商業的用途がない」と認定された。

2) 故意（主観的要件）の認定

本判決では、故意に関し、裁判所は認定をしていない。間接侵害が認定された21件のうち、裁判所が「故意性」の要件の判断を行わなかつた唯一の事例である。

(3) 考察

裁判所は「他の商業的用途がない」と認定しており、「他の商業的用途がある」ことの立証責任は一審被告にあると判断した。この点に関し、裁判所は、「他の商業的用途を有しないことは消極的な事実であり、証拠で証明しにくく、いくら多い証拠を提出しても他の用途の可能性を排除することができない」旨を判示している。

本事件に関する一審では、「他の商業的用途がない」ことの立証責任を一審原告に課して間接侵害が否定されたのに対し、その上訴審である本事件は、「他の商業的用途がある」ことの立証責任を一審被告に課し、その結果間接侵害が認定された。特許権者と被疑侵害者とのいずれに立証責任が課されるかによって、間接侵害の判断は大きく影響されると考えられる。

本判決後の医薬に関する判決である事件No.8でも、本判決と同様に、当該立証責任は被告にあると判断された。両事件から中国における医薬・農薬に関する間接侵害事件では、「他の商業的用途がある」ことの立証責任は被疑侵害者にあると判断される傾向があるとも考えられるが、本判決において裁判所が「平等原則及び当事者の立証能力に応じて」、当該事実に関する立証責任は一審被告が負う」と判示されていることにも留意されたい。

5. 6 裁判例紹介6（事件No.1, No.2）

<案件1>

事件番号：(2012) 沪一中民五（知）初字第136号

事件名：艾某（无锡）纺织机械有限公司与浙江

三某纺织机械有限公司，浙江三某电子有限公司
侵害发明专利权纠纷案

事件種類：特許 民事訴訟

裁判所：上海市第一中級人民法院

対象専利：ZL96195853.7

【判決概要】

損害賠償請求：棄却

差止請求：認定

<案件2>

事件番号：(2012) 沪一中民五（知）初字第137号

事件名：艾某（无锡）纺织机械有限公司与无锡某杰纺织机电制造有限公司侵害发明专利权纠纷案

事件種類：特許 民事訴訟

裁判所：上海市第一中級人民法院

対象専利：ZL96195853.7

【判決概要】

損害賠償請求：棄却

差止請求：認定

(1) 事件の概要

対象特許の専用実施権者である艾某（无锡）纺织机械有限公司（以下、「原告」）は、上海で行われた展示会で浙江三某纺织机械有限公司（以下、「被告1」）と浙江三某电子有限公司（以下、「被告2」）とが共同で展示していた被疑侵害品（緯糸貯留装置）の製造、販売及び販売許諾の差止と損害賠償を求めた（案件1）。同様に、无锡某杰纺织机电制造有限公司（以下、「被告3」）が展示していた被疑侵害品（レピア緯糸貯留装置）の製造、販売及び販売許諾の差止と損害賠償を求めた（案件2）。

(2) 裁判所の判断

<案件1>

請求項中の「高速調節機構」と「制動部材」が機能的特徴と認定され、明細書の記載内容と

の対比が行われた。被疑侵害品の高速調節機構には調節ナットとバネが不足しており、制動部材は材質が異なっていた。しかしながら、高速調節機構に関して、①被疑侵害品には円柱状の空洞が設けられており、調節ボルトをバネに穿入して調節ナットに取り付ければ高速調整の機能を実現可能であること、②製品パンフレットにおいて「高速分離のテンションリング」の記載があったことから、本来は調節ナットとバネを有するものであると認定した。制動部材に関しても、被疑侵害品の材質は当事者が容易に想到できる範囲内であると認定した。これにより、被疑侵害品は特許権の保護範囲に含まれると認定した。さらに、被告らは紡績設備の製造、販売企業であって、被疑侵害品と対象特許のその他の必要な技術特徴とが同一であることを明らかにしながら、被疑侵害品の製造と販売の申出をし、他人の直接侵害行為の発生に必要な条件を提供したため、少なくとも間接侵害に当たるとも認定した。侵害行為の差止は認めしたが、販売の証拠が提出されなかったため、損害賠償は認めなかった。

<案件2>

案件1と同様に明細書の記載内容との対比を行ったところ、被疑侵害品には「制動部材」が欠けていた。しかしながら、①被疑侵害品には制動部材を取り付けるための金属リングが設けられている、②紡績設備として制動部材が無ければ糸の張力調整ができず、品質に影響する、③製品パンフレットの写真では「制動リング」が金属リングに取付けられていることから、本来は制動部材を有するものであると認定した。これにより、被疑侵害品は特許権の保護範囲に含まれると認定した。さらに、案件1と同じ理由を挙げて間接侵害をも認定した。侵害行為の差止は認めしたが、販売の証拠は提出されなかったため、損害賠償は認めなかった。

(3) 考 察

構成要素が一部欠けていても直接侵害を認めた例である。いずれの案件も、欠けている構成要素を補完して直接侵害を認定するのに製品パンフレットが大きな役割を果たしていると思われる。すなわち、案件1では欠けている構成要素が無いと実現できない機能を謳っており、案件2では製品写真に欠けている構成要素が写っていた。

一方、直接侵害を認定しながらも、少なくとも間接侵害であるとの認定がされている点が興味深い。被告1乃至3が間接侵害者だとすると、直接侵害者は特定されていない。直接侵害の発生を問わずに、専用品であり、故意性があることを認定して間接侵害を認めた例であるといえよう。

なお、本件の他にも、構成要件が一部欠けているにも関わらず直接侵害を認めた事例が2件あった(表3参照)。

5. 7 裁判例紹介7 (事件No.19)

事件番号：(2000)一中知初字第26号

事件名：施耐德电气公司与正泰集团公司，北京华云正泰技术服务经营部侵犯发明专利权纠纷案

事件種類：特許 民事訴訟

裁判所：北京市第一中级人民法院

対象専利：ZL88102711.1

【判決概要】

損害賠償請求：認定 (30万元)

差止請求：生産・販売等の差止は認めなかったが、取扱説明書における侵害教唆に該当する記載内容の削除を命じた

(1) 事件の概要

本事件は、正泰集团公司(以下、「被告1」)が製造・販売し、傘下の北京华云正泰技术服务经营部(以下、「被告2」)も(被告1から購入して)販売していた漏電ブレーカー(以下、「イ

号製品」)が、施耐德电气公司(以下、「原告」)の保有する「補助ブレーカーデバイスと多極開閉デバイスを組み合わせたモジュール式回路遮断器」に関する特許(以下、「本特許」)を侵害するとして、損害賠償、イ号製品の差止等を求めて提訴した事件である。

(2) 本事件の争点に対する裁判所の判断

1) 被告1の行為は、間接侵害に該当するか

本特許の保護範囲は開閉デバイスが多極であるのに対して、イ号製品自体は単極であり保護範囲には含まれない。しかしイ号製品の取扱説明書には、イ号製品単独での使用方法だけでなく、イ号製品と多極開閉デバイスを接続する方法ならびにデバイスの型番も記載されている。

被告1の行為は、主観的には第三者を誘導・教唆して本特許を侵害させる故意が存在し、客観的には第三者による直接侵害行為に必要な条件を提供しているので間接侵害を構成する。

2) イ号製品の差止請求について

権利侵害を停止させる方法は、権利侵害の実施態様を踏まえて判断すべきである。取扱説明書から権利侵害に該当する記載は削除すべきだが、イ号製品の生産、販売、輸出を停止すべき事実及び法的根拠は無く、認めない。

3) 被告2の販売は侵害に該当するか

被告1から購入したイ号製品が、本特許の間接侵害を構成する事実を知らず被告2が販売していたことを示す事実は認められないため、専利法第63条第2項の規定(侵害品であることを知らずに、合法的に入手した製品を販売する行為は侵害とみなさない)に基づき、提訴前の被告2の販売行為は侵害とはみなさない。

(3) 考 察

本事件は、いくつかの点において興味深い。

まず、イ号製品の単独使用そのものは、合理的かつ非侵害の実施態様であるため、「専用品」

と認定することは困難であったと考えられるが、取扱説明書に直接侵害を構成する実施態様を具体的に記載しているという「故意性」を重視して間接侵害を認定したと考えられる点が挙げられる。

これは中国の訴訟実務においても、米国特許法271条第b項のいわゆる「誘導侵害」に類似した法的救済が適用され得ることを示す好例である。

また、被告2を免責する根拠として、専利法第63条第2項を援用している点も興味深い。

さらに、損害賠償を認める（賠償額は、証拠不提出のため、裁判官の裁量で決定）一方で、イ号製品の差止請求を全面的には認めず、取扱説明書の侵害誘導・教唆部分の記載の削除命令に留めるという判決は、将来的な侵害行為の抑止、原告の損害補償及び差止請求による被告への影響等のバランスを総合的に考慮したことが窺える柔軟な判断で、大いに注目に値する事件である。

5. 8 裁判例紹介8（事件No.9）

事件番号：(2008)黒知終字第16号

事件名：于庆文与中国移动通信集团黑龙江有限公司，哈尔滨朗正电子科技有限公司侵犯实用新型专利权纠纷案

事件種類：実用新案 民事訴訟

裁判所：黒竜江省高級人民法院

対象専利：ZL03203519.5

【判決概要】

損害賠償請求：共同責任を認めた原審破棄

直接侵害者のみに50万元（賠償額は維持）

差止請求：共同責任を認めた原審破棄

直接侵害者のみに侵害行為の即時停止

(1) 事件の概要

本事件は、地下光ケーブル敷設器に関する実用新案権（以下、「本実用新案権」）の実用新案

権者である于庆文（一審原告；以下、「被上訴人」）が中国移动通信集団（一審被告1；以下、「上訴人1」）及び哈尔滨朗正电子科技有限公司（一審被告2；以下、「上訴人2」）を提訴した一審（ハルビン市中級人民法院（2007）哈知初字第120号）の上訴審である。

上訴人1は、地下光ケーブルの敷設工事实施にあたり、敷設区域を分割して、区域ごとに選定した業者と敷設契約を締結したうえで工事委託を行っていた。上訴人2はハルビン地区の工事を受託した業者である。

一審では、本実用新案権に基づく別訴（(2005)哈民五初字第74号）で敗訴しているにも関わらず、委託業務（光ケーブルの敷設工事）と本実用新案権の関係を委託業者に知らせず、権利侵害の再発を回避すべき合理的な注意義務を怠った上訴人1は、間接侵害の要件（故意性）に該当するとして、直接侵害者の上訴人2と共同で民事責任（損害賠償50万元、侵害行為の即時停止）を負うべきとの判断が下された。

上訴人1及び上訴人2は、判決を不服として上訴した。

(2) 本事件の争点に対する裁判所の判断

上訴人1は直接侵害者ではなく、敷設契約において施工方法や使用機材についての取決めもない。また、上訴人2と共同侵害の故意があったこと、上訴人2の直接侵害行為が上訴人1の要求に基づくものであったこと、及び、上訴人1に主観上、上訴人2の侵害行為を誘導、教唆した故意があり、客観上、上訴人2の直接侵害行為のための必要条件を提供したこと、のいずれかを示す証拠もない。よって、上訴人1は、施工主として施工現場の管理をしていたとしても、間接侵害の構成要件にも適合しない。

権利侵害の発生を未然に回避すべき合理的な注意義務を怠ったことを理由に、上訴人1も上訴人2と共同で権利侵害の責任を負うべきとし

た原審に法的根拠は無く、上訴人1に権利侵害の責任を負わせることはできない。

(3) 考 察

本事件は、「故意性」に基づく間接侵害の認定において、一定の基準を示している。

すなわち、本人が直接侵害あるいは共同侵害に該当する行為を行っていない場合でも、以下のような場合には、「故意性」に基づき間接侵害が認められ得ることを示している。

①第三者に対して直接侵害行為の要求をした

②（明確な要求をしていなくとも）主観的には直接侵害行為の誘導、教唆を行い、客観的には、直接侵害行為に必要な条件を提供した

先に挙げた事件No.1, 2, 19のように、法律上の（生産等を目的とする）直接侵害の存在が十分に立証されていなくても間接侵害を認めている裁判例も散見されるが、本件も含めていずれの場合においても「故意性」が間接侵害認定において、大きなウエイトを占めていることが窺える。

6. おわりに

以上のように、裁判例から中国における間接侵害の認定基準等を検討してみたが、不合理と思われるような裁判例はなく、各裁判例とも間接侵害の認定において妥当な判断が下されていて全体的にバランスがとれているように感じられた。一方、先に述べたとおり、2013年には北京市高級人民法院が共同侵害の認定基準を含めたガイドラインを公布しており、今後の判断が注目される。

本稿が、中国における間接侵害の判断基準を理解する上で会員企業における検討材料の1つになれば幸いである。

注 記

- 1) 民法通則（1986）
第130条「二人以上のものが共同して権利を侵害し他人に損害を与えた場合には、連帯して責任を負わなければならない」
- 2) 最高人民法院の民法通則の貫徹執行に関する若干問題の意見（1988）
第148条「他人に対して侵害行為の実施を教唆、幫助した者は共同侵害者であり、連帯して民事責任を負わなければならない」
- 3) 権利侵害責任法（2010）
第8条「二人以上が共同して権利侵害行為を行い、他人の損害を生じさせた場合には、連帯責任を負わなければならない」
第9条第1項「他人を教唆し、又は幫助して権利侵害行為を行った場合には、行為者と連帯責任を負わなければならない」
- 4) 北京市高級人民法院の専利権侵害判断の若干の問題に対する意見（試行）（2001）
第73条「間接侵害とは、行為者が実施した行為が直接他人の特許権侵害を構成しないが、他の者が他人の特許を実施することを誘導、扇動、教唆し、直接的な侵害行為が生じ、主観的には、行為者が、故意に他人の特許権侵害を誘導又は教唆し、客観的には他の者に直接の権利侵害行為の発生に必要な条件を提供することである。」
- 5) 北京市高級人民法院の専利権侵害判断ガイドライン（2013）
- 6) 米国特許法第271条第c項において、「当該特許の侵害に使用するために特別に製造若しくは改造されたものであり、かつ、一般的市販品若しくは基本的には侵害しない使用に適した取引商品でないこと」について知っていることが要件となっている。
- 7) ドイツ国特許法第10条第1項において、「当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする」と規定されている。

（原稿受領日 2014年7月31日）